

議案第十九号

港区立健康増進センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立健康増進センター条例の一部を改正する条例

港区立健康増進センター条例（平成八年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「同月四日」を「同月三日」に、「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

第五条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第五条第二項を削る。

第十一条を次のように改める。

（使用料の還付）

第十一条 区長は、区規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還

付することができる。

付 則

1 この条例中第十一条の改正規定は平成二十五年四月一日から、第四条第二号及び第五条の改正規定は平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立健康増進センター条例第十一条の規定は、平成二十五年四月一日以後になされた利用の承認に係る使用料について適用し、同日前になされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(説明)

健康増進センターの開館日の拡大及び開館時間の延長について、規定を整備するほか、使用料の還付に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。